

# 新型コロナウイルス感染症における学校の対応について

(児童生徒および教職員等が感染者もしくは濃厚接触者と特定された場合)

日野町教育委員会学校教育課

令和3年1月15日現在

学校において感染者、濃厚接触者が確認された場合は、「[新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について](#)」(文部科学省)に基づいて、以下のとおり対応します。

なお、今後の文部科学省からの新たな通知等で変更になる場合があります。

## 児童生徒および教職員が感染した、または濃厚接触者と特定された場合について

<b>感染者の確認・学校の認知</b>	児童生徒や教職員の感染が確認された場合は、関係機関を通じて学校に連絡が入ります。  ※お子様やご家族が感染者・濃厚接触者となった場合は、必ず学校にご連絡ください。
---------------------	---

### 当該児童・生徒および教職員等の対応

児童生徒および教職員本人が			同居家族が
感染者となる	濃厚接触者となる	風邪症状等がある	濃厚接触者となる
【出席停止】  治癒するまで	【出席停止】  最後に感染者と接触した日から2週間	【出席停止】  症状が快癒するまで	【登校可能】 または 【申し出による出席停止】 感染している可能性がある等、保護者からの申し出により合理的な理由がある場合

### 当該学校の対応

保健所の指示に従い 【消毒等の実施・調査】	保健所の指示に従い 【消毒等の実施】	【通常どおり】	【通常どおり】
--------------------------	-----------------------	---------	---------

### 休業等の期間

保健所と相談し 【学年(学級)閉鎖] または 【臨時休業(全校)】	【なし】	【なし】	【なし】
--	------	------	------

#### 【文部科学省の見解・方針】

※地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルス感染症のこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、学校のみを休業とすることは避けるべき。

※児童生徒や教職員の中に感染者が発生した場合に、感染者が一人発生したことのみをもって学校全体の臨時休業を行うことは控える。

(参考資料)文部科学省ホームページ

[新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～\(2020.12.2 Ver.5\)](#)